

英国における児童虐待への教育的アプローチ

福 知 栄 子

はじめに

英国では、1988年の教育改革法、1989年の新児童法の制定等80年代後半において児童や家族のためのサービスに大きな変化が見られた。

ソーシャルワーカーはクリーブランドで起きた児童虐待に関するバトラスロス報告、施設ケアに関するワグナー報告、およびインナーロンドン教育局の廃止の決定、加えて新しい専門資格の導入を目的のあたりにしてきた。また一方で、教師は、新しい契約、有資格教師および学校の地方管理の導入などにより士気を挫かれている。ソーシャルワーカーは虐待に苦しんでいる児童の保護に失敗したとされて、マスコミをはじめ一般の人々から責め立てられ、しかもそのソーシャルワーカーの雇い主である地方当局は厳しい財源状況に置かれているのである。ソーシャルワーカーにとっても、また教師にとっても、こうした外圧のなかにおいて、児童の福祉を守り高めるための協働を進めるのは非常に困難なことに思える。

しかしながら、こうした厳しい状況にあってもいくつかの注目すべき前進の軌跡が見える。その前進とは、クリーブランドでのあの劇的な性的虐待の「発見」の結果から生まれたものであり、異なる領域に働く専門職たち、とりわけ、警察官、医師、およびソーシャルワーカーが知識をお互いに持ち寄り、その仕事を遂行するようになって連携を深めてきていることである。

そうした協働の進展のなかでとり残されているひとつの重要な領域が教育である。児童虐待の援助において、その他の専門職に比べてあまりよくその姿が見えないことや、教師に要求される仕事の性質上、役割を果たしにくいという特殊事情を有している。つまり、教師が児童福祉、とくに児童虐待問題において協働の和のなかに入らず、その周辺部に置かれてしまうという問題である。それは今に始まったことでなく、これまでにも教師たちが他の専門職達と一緒にあってケ

スを検討したりあるいは教育訓練を受けたりすることには常に困難が伴っていた事はよく知られている¹⁾。教育科学省による教師への教育訓練補助金へのコントロールや、生徒の学業成績の重視はおのずと教師の専門的役割を狭めてきたのである。ただ、クリーブランド事件に呼応して「ベーカー・デー」と呼ばれる教師の現職教育の機会が設けられてはいるが、まだ多領域協働ワークの観点から見れば、その機会が十分に生かされていない状況にあるといえよう。

そこで、ここでは、1987年のクリーブランド事件を契機としてそれぞれの専門職の役割が検討され、実践の場で協働が進められつつあるなかで、遅れてきた専門職である教師たちが何を学ぼうとし、何を克服しようとしているのかを児童虐待という子どもにとっては非常に厳しい問題における教師の固有の役割を明らかにする作業のなかから考察しようとするものである。

1. 虐待児童保護活動における教師の役割

全国児童虐待防止協会(NSPCC)が発表した調査によると、実の親によって虐待される子どもの数が増大しており、1989年には新たに2万4,000人の子どもが虐待児童登録簿に追加された。この数値は前年と比べて35%もの増加である。そしてそのうちの11%のケースが教師によって発見された虐待であった。しかも、この調査²⁾にあたった研究員のスーザン・クレイトンは、この教師による発見数は実際にその危険があるとされて登録簿に載った子どもの数であり、教師が虐待の疑いありとしてケースを送致してきた数はこれよりもっと多いことを明らかにしている。

子どもの虐待問題にかかわる専門職の中にはソーシャルワーカーや警察官のように専門的な教育を受けている者が存在する一方で、特別な教育を受けてはいないが、その仕事を遂行するうちに子どもの虐待問題への対応を迫られる専門職もある。その中でも教師は、子どもたちと日常的にかかわり、一人ひとりの子どもをよく知っているがゆえに、虐待を発見し、さらに虐

待されている子どもを援助するにふさわしい場所に位置しているといえる。子どもの行動が変化したり、学校を休みがちになることから、教師は虐待を受けている可能性があること察知したり、あるいはまた子ども自身が打ち明けるようになってきている。

すでに、子どもの虐待問題に直面せざるをえない教師に対してはガイドラインが発行されるようになってきている。虐待の発見および援助における教師の役割に関する全国児童虐待防止協会『児童の保護：教師のための児童虐待対応のガイド³⁾』、とくに性的虐待に対しては、シリア・ドイルによる『性的虐待：子どもへの援助⁴⁾』などのハンドブックなどを参考にして、ここでは学校という場面において教師が虐待の疑いのある、

あるいは虐待されている児童に対していかなる援助ができるのかを各ステージごとにその対応のプロセスを追いつながり明らかにしてみよう。また、とくに性的虐待の問題についてその際の現場の教師がぶつかる諸困難を、まだ初期的な調査⁵⁾であるが全国児童虐待防止協会の研究員のコリン・ワトムが明らかにしているので、その調査結果を引用しながら考えてみよう。

(1) 虐待発見段階での教師の子どもへの対応

教師が子どもが虐待されていると疑いをもち、実際に虐待されていることを明らかにし、さらに校内で虐待問題を専門に対応している上級教師に報告し、その後学校外の専門機関へケースを送致するまでのプロセスを図-1に示した。

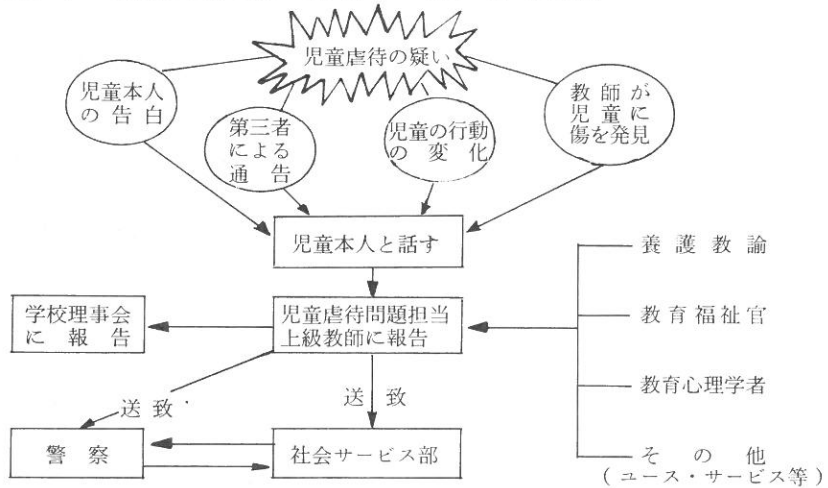


図-1 虐待ケースの対応

(a) 発見の経路

まず、教師のユニークな役割として発見の役割があるが、児童の虐待を次の4つの経路で知るところとなる。

- ①虐待を受けている子ども本人からの告白
- ②第三者による通告(友人、他の子ども、親戚の人等)
- ③子どもの行動の変化
- ④子どもの身体に傷を見つける

この四つの経路のうち、とくに教師にとって注意を要するのは、③の子どもの行動の変化から虐待を疑う場合であろう。このことに関わっては、すでに虐待発見のためのサインや兆候のリストが多く用意されており、教師のみならず親や一般向けのパンフレット⁶⁾も簡単に手に入るようになっている。しかし性的虐待の発見については常に困難が伴っている。子どもの行動

によって教師は疑いをもったとしても、それはあいまいな兆候としかならないからである。しかしながら、その疑いをさらに追求することが重要であり、そのために直接的および関連の情報を求めることが欠かせないのである。とくに、当の子どもから信頼されている教師自身が子どもと話をすることが重要とされている。この点に関しては1988年6月の教育科学省のガイドライン⁷⁾において学校では特別に児童虐待担当の上級教師が任命されているが、その問題を専門に任せてしまいうでなく、学校のすべての教師がこのことにおいて関与する点が強調されている。

これらの経路を介して教師の知るところとなると、次に教師は当の子どもと話をすることになる。どこで、いつ、子どもと話し、そして何を、どのような方法で、子どもに尋ねるかを前もって計画しておくことが重要である⁸⁾。さらに、子どもが泣きだしたり、あるいは

何も話そうとしない場合のことも予測しておかねばならないし、子どもと話をした後どのような対応をするかも明確にしておかねばならない。子ども自身は自分の身にこれから何が起るのか不安に思っているので、教師がそのことについて話してやる必要があるのである。

(b) 秘密保持の問題

虐待問題を扱うときには、どの専門職も秘密保持の問題は避けて通れない。秘密保持という観点から考えて、その虐待に関して知っておくべき人々にのみその事実は知らされるべきである。子どもにとって自分が虐待されていることを話すのは勇気のいることである。それは、あまりの恐ろしさに何も言えなくなっていたり、話してしまうと自分が家族と別れて暮らさなくてはならないかもしれないとか、あるいは家族が壊れてしまうと恐れている子どももいるからである。打ち明けられた教師は子どもが信頼できているから虐待のことを打ち明けたということを覚えておかねばならない。あるいはまた、秘密を守る事を話したうえで子どもから情報を得る場合がある。しかし、この情報が子どもを守ることになるので、結局は援助するためには秘密は保持できないことになる。これを「秘密保持の罨」という。現場の教師たちのなかにはこの罨に苦しむことが多いが、教師だけがこのジレンマに悩んでいるわけではなく、すでにこれまで虐待問題を扱ってきた経験豊かな教師や、カウンセリングの訓練を受けた教師にとってはそれほど大きな問題ではないことも言及されている⁹⁾。

(2) 報告の段階

(a) 校内における報告

次に教師がとるべき方法は、担当の上級教師に報告する事である。上述の教育科学省の通達¹⁰⁾によって、学校には校内での対応の調整、校外の他機関との連絡に責任をもつ虐待問題担当の上級教師が任命されている。この上級教師はそれぞれの地方の教育局で定められている手続に沿って¹¹⁾虐待問題に対応している。通常は、社会サービス部にケースを送致し、同時に教育局の担当者にも知らせる事になっている。

また、虐待の可能性を教育福祉官が最初に見つける場合がある。また、学校理事会に報告することもある。この時には、学校の担当教師と教育局の上級職に知らせることになっている。この教育福祉官は子どもの家庭状況についてよく知っているので、学校に対して家庭環境などについて情報を提供できる。

以上のように、現在ではたいいていの教師は虐待問題

が起こった場合のとるべき手続きをよく知っているし、最も新しいもので虐待に関する学校の責任に関しては、1990年7月には特別学校に対する通達¹²⁾が出されている。それによると①上級職は児童生徒の保護および福祉に責任があること、②子どもから詳しい話を聞き、さらに24時間以内に社会サービス部に報告すること、③子どもの両親あるいは教育局に知らせること、また子どものためのカウンセリングをすること、④重大なケースは、警察単独で、あるいは社会サービス部と協働で調査し、国務大臣へ報告すること、が明記されている。

(b) 教師の置かれるデリケートな立場

虐待の発見と報告において教師は重要な役割をもち、また上級教師に報告する義務もあるが、ここでの教師の緊張を理解する必要がある。現在のところ教師は、虐待という難しい問題に対応できるだけの十分な教育を受けていない。また、一般の人々は専門職の間違いを許さないということをクリブランド事件は教えている。専門職がもし間違ってしまった場合はマスコミをはじめ人々からひどく責め立てられるのである。今、虐待問題に対応する専門職は以前にもまして「勝ち目のない」状況に置かれているのである。教育科学省によるガイドラインはこうした状況に置かれている教師にとっては冷たい慰め(cold comfort)にしかすぎない。つまり、間違いが起こった場合の結果に直面しないままに、報告の義務だけを教師に押しつけているのである¹³⁾。

(c) 虐待問題担当の教師を任命することの問題点

学校内に虐待問題を専門に扱う教師を置くことについては、1985年にプロム・クーパーが学校外の専門機関と学校との関係を単純化することを目的として勧告し、その後1988年の教育科学省の通達によって導入されたのだが、その問題性がいくつか指摘されている。第一点は、誰の目にもはっきりとその問題担当であることがわかるので、その教師と関わっていること自体がその子どもが虐待児童であると知られてしまうことになり、子どもにとってこの存在が望ましいものかどうかという点である。また、第二点は他の教育上の責任を併せて遂行しながら、この虐待問題専門の教師を大規模な中等学校に唯一人だけ任命することで果たして十分にその機能が果たせるかどうかという点である。

(3) ケース移送後の子どもへの援助

虐待の疑いが明確となり、専門的な対応が必要と決定されると、ケースは社会サービス部へ移される。し

かしそこで教師の役割がなくなるわけではない。教師のなかには裁判所で証言したり、ケース会議に参加したりするものもある。両親の次に教師が子どもの虐待を発見することが多く、また子どもについてよく知っているのでケース会議で重要な役割を果たすことができるからである。しかし、現実には、他の専門職と比べて教師がケース会議に招かれて出席することはそれほど多くないことも指摘されている¹⁴⁾。

社会サービス部での調査およびケース会議の結果はそれぞれの子どもで異なる。そのまま家庭で生活を続ける子もあれば、安全のために家庭から引き離される子もある。もちろん家庭復帰がはかられるが、それには何カ月もかかる場合が多い。また、裁判所命令をだすには十分な証拠がなくて、何ら有効な手立てのないときには教師をはじめ専門職たちには心配が残る。そうした状況下では、子どもから目を離さないこと、さらに関係諸機関の間の密接な連絡が欠かせない。とくに、教師は子どもの身に何が起きているかについてよく知っておく必要がある。そうすれば危機に置かれている子どもを適切に指導することができるからである。

しかし、子どもが告白した後起こるさまざまな事柄について教師達は後悔の思いを抱くことがある。とくに裁判が長引いた場合にはこの思いが強くなる。とくに他の専門職の手に委ねたときには、子どもとの関わりが切れてしまう場合が多い。子どもの状況が変わっていく時に、唯一以前からの変わらぬつながり思いを与えることのできるのが自分たち教師であるとわかっているゆえにこの思いが強くなるのである¹⁵⁾。

(4) 教師に対する支援

教師が虐待児童の保護において重要な立場にあり、その役割を適切に果たすためには援助者本人に対する支援が欠かせない。虐待されている子どもを援助するとき、とくにそれが性的虐待の場合には強い感情を伴うものである。しかも教師のように普段から子どもをよく知っている場合にはとりわけその傾向が強まる。こうした感情が、時にはある特定のケースに固執したり、他の機関の専門職とぶつかったりすることにつながることもある。教師は日常的に子どもと関わらねばならない立場にあるという、児童の虐待を扱う他の専門職とはまた違ったユニークな重荷もっている。ゆえに、専門的あるいは個人的にもこの感情の影響を十分に理解しておく必要がある。虐待に関わっておきてくる教師の感情については同情的な聞き手の存在が欠かせない。学校内の同僚教師、上級職の教師、教育福

祉官、社会サービス部や全国児童虐待防止協会のワーカーに助言や援助を求めることが可能である。

児童虐待に関わって働くものは誰でも、子どもへの不当な扱いに直面してなんらかの失望を経験するものである。とくに最近増大してきた性的虐待は一般の人々や専門家に強いショックを与えたと言えよう。もちろん、専門職一人ひとりでこの問題への反応は異なるが、仮に動揺を覚えたとしても不思議ではないし、また、あまりそれが強くなればなんらかの援助が必要となる。通常のスーパービジョンに加えてさらなるスーパービジョンが行なわれたり、あるいはもっと長期的なサイコセラピーを要することもあるが、それは弱さを示すものではなく、むしろこうした援助を求めることは専門職の職務を遂行するうえでは当然の事と考えるべきである。そして、もちろんこうした援助は信頼できる専門職によるものが望ましい。まだ開始されたばかりであるが、こうした教師等を支援するサービスが実施されているのでそのいくつかの実例をみてみよう。

(a) カンタベリー児童センター¹⁶⁾のケース

このセンターは保育所と幼稚園の機能をひとつにした児童センターであり、教師、保母、ソーシャルワーカーなど多領域の専門職により構成されている。とくにむずかしい性的虐待の問題に対応するときには、まず①職員の情緒的インパクトの大きさを受けとめ、さらに②担当の職員が仕事に向かえるように激励、支援し、さらに③教育訓練機会の提供が行なわれた。性的虐待の問題に直面している児童センターに働くワーカーのニーズを認識し、積極的に支援体制を作り上げることにより、非常に困難な状況にあっても子どもの保育と家族への支援を継続できたことが報告されている。とくに、児童の虐待問題に関わる専門職にとっては、まず専門職自身の面倒を見る(look after ourselves)ことの重要性が強調されている。これは、最前線で子どもの虐待に対応している機関が内部でのスーパービジョンや外部の専門職の相談支援サービスを受けつつ、本来の機能である子どもとその家族へのワークを効果的に提供できるというひとつの事例として興味深い。

(b) 教師等に対するコンサルタント・サービス

新たに対応を迫られている性的虐待の問題に準備するために教師等には相談サービスが開始されている。たとえば北部ロンドンのハリンゲイ区では、教育心理学者のアン・ピーク等によって児童性的虐待相談サービスが提供されている¹⁷⁾。ソーシャルワーカー、保母、

教育福祉官、養護教師、訪問保健婦、教師などがこのサービスを利用しているが、その半分以上が教師である。ここでは、教師が一般的に関心をもつ問題や個々のケースについて議論したり、さらに性的虐待に関する書籍やビデオも用意され、その用い方についての助言もある。教師が子ども向けの虐待防止プログラムを作るのを助けたり、校内での教師研修に関する助言を行なう。アン・ピークは教師が虐待の疑いをもった時にはほとんどが実際に虐待されている場合が多いことを経験的に知っている。しかし疑いだけでは子どもを救えないので、このサービスを利用すれば教師は子どもをどのように、そしてどのくらいの期間見守り、その疑いに関する情報をどのように扱えばよいかを知ることができる。

すでに各所で、虐待問題に対応しなければならない教師を教育するための専門職員が教育当局によって任命されており¹⁸⁾、学校あての通達のなかにも、教師が虐待問題に対応しているときには常に周りの人々によって支持され、決して孤立して問題を扱うことがないようにと述べられている。このハリンゲイ区のように、それぞれの地区に教師たちが虐待問題を扱うに際して、専門的な助言を受けられるサービスが存在することが望まれているところである。

2. 予防における教師の役割

以上で述べてきたように、教師は虐待の犠牲になっている子どもを発見し、保護する活動に関わることに疑いがないし、また、その時の手続きの方法や対応に関して熟知していなければならない。しかし、多くの教師は、「予防」という側面により広く関与・貢献できるのである。アラン・ギルモアは「予防によってもちろんすべての虐待をなくすることはできないが、今日の社会にみられる大人達が子どもの考えを無視したり、理解しないことを少なくすることはできるのである」と教師を含めて大人の側の絶えざる努力の重要性を強調している¹⁹⁾。

さらに、クリーブランド事件後に出された社会保障省の通達のなかでも次のように述べられている。「長期的には学校はそこで提供している教育を介して虐待を予防する役割が果せる。個人および社会に関する教育(personal and social education)でのコースは青少年が親になることを含めて成人としての諸責任に対してより現実的態度を発達させることを援助できる。なかには、児童虐待の危険および自己を守る諸方法に関してより直接的に教えている学校もある。また、保育コースを提供する学校もあり、そこでは親になる教育

に寄与している²⁰⁾」。そこで、次に、現在、学校で虐待の予防に関してどのような教育プログラムが導入されているかをみてみよう。

(1) パストラル的アプローチ

児童の福祉を高める面における教師の役割としては1970年代以降、総合中等学校を中心にパストラル担当の教師が任命されてきた経緯がある。また、パストラル専門の教師を校内に任命するとともに、従来のようにアカデミックな側面にだけ重きをおくのではなく、子どもの生活のすべての側面に留意し、なにか子どもが問題をもったときにそのニーズに即して効果的な援助をすべての教師ができることの重要性も指摘されてきた²¹⁾。

教師はその教育スタイルを行使するときに、子どもたちが自尊心をもち、さらに自律的に行動できるように配慮できる。一人ひとりの子どもの教室での貢献や活動を大切に、さらにはその子どもの達成や努力を教師が認めることによってそのことが可能となる。教師は子どもの行動の変化や身体的変調などによって性的虐待を受けていることを見つけるようになってきたが、その子どもの行動の変化の原因は虐待によるだけでない場合もありうる。子どもの家庭生活でのさまざまな出来事、たとえば親の離婚などから子どもの行動に変化がみられる場合もある。ゆえに、教師が子どもの行動の変化に気づくには、校内のパストラル制度が役に立つことになる。この教師のパストラル的アプローチはすべての子どもにとってよいものであるだけでなく、とくに虐待をはじめとする家庭や社会的に不利益を受けている子どもにとってはますます大きな意味をもつことになろう。

(2) キッドスケープ・パッケージの導入

現在、虐待問題に関する学習で学校で最もよく用いられているのはキッドスケープ・パッケージであり、すでに1988年現在で全国2,000以上の学校で導入されている。自ら教師であり、教育心理学者でもある、ミッシェル・エリオットおよびウェンディ・ティトマンによって1986年に開発された。このパッケージを開発したのは、親や教師は子どもたちが火事や事故などの危険なことから身を守る方法について教えることはできても、事が虐待となると子どもに教えるにくいという事情があったからである。

また、予防といっても、従来はすでに虐待によって傷ついた子どもを救うことや、再びその子が虐待されないようにすることとか、それ以外の子どもたちに危険が及ばないこととか「後手の予防」にすぎなかった。

このパッケージの目的は性的虐待を含んで子どもがさまざまな危険な状況に陥った時にその危険を認知し、対処できるようにさせることにある。すなわち、「このプログラムは子どもに危険な状況を察知する自分の感情を大切にすることを教えようとしている。安全な触れ合いとそうでない触れ合いを区別することとか、自分を守るためには必要なときにはルールを破っても良いこと、そして、大人に助けを求めることを教えている²²⁾」。

こうして子どもの声に耳を傾け、子どもを巻き込むことで危険な目にあった時の対処方法を子どもに学ばせようとしている。虐待されていることを子どものまわりにいる地域の大人のうち誰かに子どもが話せることを理解させようとしている。ここで子どもに伝えようとしているメッセージは次のようである。「①誰かになんらかの形で害されたならば、信頼できる誰かに話さない、②たとえ快いものであっても、誰かに触れられたら秘密にしておかないこと、③抱擁やキスは素敵なものだが、決して秘密にしないこと、④身の安全を守るためには何をしてもかまわない。逃げる、叫ぶ、蹴飛ばす、噛みつく、窓を割る、などなんでもしなさい、そうすれば私達があなたを助けます²³⁾」。

また、学校はその導入にあたって親に同意を求める。その内容のなかで親が認めないものについては実施しないことになっている。しかし親からの反対は少なく、全国で広く導入されている。このキッドスケープは英国においては現在ではよく知られた児童虐待予防のための教材であり、すでに5歳未満児童にもこのパッケージが用いられている²⁴⁾。そこでは、できるだけ早期に子どもが理解できるように、安全について教え始めることを試みているのである。とくに年齢の低い子どもに対しては、より小さなグループで、より短い学習時間で、わかりやすい言葉を用いて繰り返して教える等の配慮のもとで行なわれている。

(3) 教育当局や教師によって開発された教材

クリーブランド事件を契機として、児童虐待問題に対応するために各地方教育当局や、教師たちが独自に教材を開発するようになってきている。たとえばベッドフォードシャー教育局では²⁵⁾、三年の準備期間を経て児童虐待に対応するための教育バックを開発した。そこでは抑制したアプローチ (low-key approach) をとり、写真もモノクロを使い子どもに恐怖心を起こさないような工夫をしたり、子どもたちに状況を理解させるように配慮している。子どもはクラスのなかで他の子どもたちと一緒に危険な状態になった時にどうすれ

ば良いかを話し合えるのである。

そのほかにも、児童虐待問題の専門家、たとえば全国児童虐待防止協会のワーカー等を学校に招いてスピーチしてもらうことも広く行なわれている。また警察官を招く場合もある。これまでの経験により、小学校の低学年から虐待問題を含めた家庭生活に関する学習を始めることができると考えられている。こうした学習機会は現在のところ特別扱いである。

(4) 親になるための準備教育

虐待や無視は故意でなくむしろ、子どものニーズがよくわからなかったり、それにどう応えればよいかわからない場合に起きることが多い。よく子どもに虐待的な態度をとる親は「非現実的な期待」を持つといわれることがあり、この非現実的期待は無知による場合が多い。

学校を卒業したあと多くの子どもたちは自らの家庭をもつことになるので、親になるための教育が学校で行なわれている。この内容には、子どもの身体的世話や経済的問題だけでなく、子どもを育てることに関わってのさまざまな犠牲などについても含まれねばならない。単に可愛い赤ちゃんでなく、泣き、おむつを濡らし親を手こずらせる存在であることを知らねばならないゆえに学校のカリキュラムの中には人間の発達に関する学習が欠かせない。こうした親の現実の姿をありありと学ばせるひとつの教材として、「将来の親 (parenthood in perspective)」というビデオがよく用いられている²⁶⁾。

その他さまざまな方法で親としての準備教育が提供されているが、まだ現在のところ、学業面であまり良い成績をとってない生徒を主に対象としている学校が多く、すべての子どもにこの教育が提供されているわけではない。そしてまたこの種の教育は学校を卒業した後や、学校以外の場で継続的に行なわれる必要があるが、英国ではそれが組織的に行なわれているとは言えない。オープン・ユニバーシティや地域の民間団体や保健センターや社会サービス部による治療的保育所や親のグループなど多様な形で提供されているのが現状である。

(5) 性教育との関連で学習される「児童の性的虐待」

1986年教育法 (No. 2) により、学校理事会は自らの学校で提供する性教育の内容を決定する責任を有している。現実には校長、教師、理事は既存の教育方針を改正したり、または新しく作成している。しかも、性教育は子どもが実際に生活している社会全体の状況に関連して行なわれるので、その内容に「保護」を含むこ

とになる。小学生をもつ両親は「見知らぬひと」に子どもが連れ去られる危険性について、学校で教えてほしいと要望するものが多い。とくに、キッシンジャーは「子どもが性的虐待に会う危険性の高い時代では学校は重要な役割を果たせる²⁷⁾」と述べている。しかも、こうした虐待が真実のところは見知らぬ人による場合よりも、その多くが家庭内で起きていることが今や知られるようになって、将来親になる青年に対する性教育の必要性がますます強調されるようになってきている。

さらに、1986年教育法においては性教育は生徒に家庭教育に関する道徳的、および価値的態度を重視できるようにさせることを要求している。それによって、子どもに対する否定的な圧力に抵抗できる社会的技術を発達させ、子どもがはっきりと「いや」と言えるようにする必要性のあることが論じられている。

現在のところこうした学習はアドホックに行なわれており、カリキュラムのなかに明確な位置を占めていない。アン・ビークが指摘するように²⁸⁾、予防というのは誤った言い方であるかもしれない。それは教師は虐待が起きるのを防ぐことができないからである。虐待を子どものアジェンダに載せること、つまり子ども自身が自分の身体について話せること、自分が身体の所有者であることを知り、さらに教師が虐待に関してよく理解していて、もし誰かに虐待されたときは教師に話してもよいことを知らせることに意味があるのである。

教師のなかには、安全である権利、「いや」という権利、よい接触と悪い接触、いじめ、よい秘密と悪い秘密等のような問題に性的虐待をも含めて虐待を考えるものもある。それは、このような一般の問題に子どもがぶつかるなかで性的虐待の問題も起こってくるからである。家庭内で性的虐待が起こる平均年齢が8歳²⁹⁾と報告されていることから考えても、子ども自身がその問題の存在を知ること、そして自らの身を守るためになにかができるようにすることが重要と考えられている。

もちろん、教育の場においてこのような虐待問題を取り上げることについては「親の権利」との葛藤が起きることが予想されるが、そのことだけのために全く親に子どもを任せてしまうわけにはいかないのである。今後、性的虐待を含めて虐待問題に関する学習のカリキュラムの位置付けについての検討が急がれる必要があると思われる。

3. 今後の課題

以上、児童虐待問題における教師の役割についての

現状を明らかにした。教師は虐待の発見および保護、その前の予防において重要な役割を期待され、また教師自身がその役割を引き受けようとしている。しかし、現在のところ、まだすべての教師が虐待問題、とくに性的虐待について積極的に対応しているわけではないことも認識しておくべきであろう。今後この問題において教師が適切に役割を果たすには、やはり養成教育および現職教育において児童虐待に関する専門的教育やカウンセリングが必要であり、またそのことを可能にする資源が提供されねばならない。

教師もソーシャルワーカーと同様に、常に自らの仕事において専門職としての優先性を決定しなければならない。すべてのことを全部できる時間はない。あまりに多くのことに手をだして疲れ果てている。しかも、性的虐待の問題にも対応しなければならない。こうしたパストラルワークは自分には無関係だと言いきる教師は少ない。しかし、現在のところ限られた自分の時間を用いて虐待について学び、子どもたちを見守り、実際に虐待されている子どもの相談にのり、そして社会サービス部へ子どもに関する情報を伝えようとし、その代わりに子のケースがどのように扱われているのかわかりたがっているのである。このように、教師自身は多くのジレンマを抱えつつも子どもの虐待問題により深く関与しようとしているように見える。パトラスロス報告のなかで強調されたように「どの単一の機関も性的虐待について優先的な責任をもつものでなく、個々の機関が問題の特定の側面についての第一の責任をもつものであり、諸機関協働の枠組みに同意しないかぎり、子どもや両親のニーズおよび権利を満たすことはできない³⁰⁾」のである。とりわけ教育と社会福祉の現場レベルにおいて協働的アプローチがスムーズに進まないことについてはよく知られているが、それでも多機関協働の教育訓練の機会がふえ、またそれぞれの地域での実践の積み重ねにより、改善の兆しも見えはじめている。児童虐待という子どもにとってはあまりにも厳しい問題克服への教師とソーシャルワーカーの取り組みにおいて、その実践の質をさらに高めるプロセスに今後も注目していきたいと考える。

最後に、児童虐待問題を研究するきっかけを作り、私の問題意識や研究過程にふさわしい助言を与えてくださり、文献や資料を提供し、しかも関係研究者、教師やソーシャルワーカーたちに引きあわせてくださり、常に親身にご指導くださったブルネル大学アンシア・ヘイ女史、および教育関係の資料収集に協力し、詳しい情報を提供してくださったエルマ・グーム女史にも

心よりお礼申し上げます。

引 用 文 献

- 1) 岩橋法雄・福 知栄子他訳, 「イギリスの教育と福祉-問われる学校の責任と限界-」, 法律文化社第5章及び第7章参照。(1983).
- 2) 'Child abuse alarm raised by teachers', *The Times Educational Supplement*, 22 June 1990.
- 3) *Protecting children: a guide for teachers on child abuse*, NSPCC, (1989).
- 4) Celia Doyle, *Sexual Abuse: giving help to children*, Whiting & Birch, LTD, (1988).
- 5) Corinne Wattam, *Teachers experiences with children who have or may have been sexually abused*, NSPCC, (1988).
- 6) *Protect your child: A guide about child abuse for parents*, NSPCC, (1988).
- 7) Department of Education and Science, Circular No 4/88, 6 July 1988, *Working together for the protection of children from abuse: procedures within the Education Service*, DES, (1988).
- 8) Angela Park, *Child Abuse*, Franklin Watts, (1989).
- 9) Corinne Wattam, *Teachers experiences with children who have or may have been sexually abused*, NSPCC, pp. 12-3, (1988).
- 10) DES, Circular No 4/88, 6 July 1988, DES, (1988).
- 11) Lancashire Child Protection Committee, *Procedures and Information: Child Protection*, (1988).
- 12) Diane Hofkins, DES issues guideline for sexual abuse cases, *The Times Educational Supplement*, 13 July 1990.
- 13) Peter Maher, 'Lessons for teachers from Cleveland. More questions than answers.' in Peter Ritches (ed), *Response to Cleveland*, Whiting & Birch LTD, p.88, (1988).
- 14) Philip Measures, 'Across the disciplines,' *Social Work Today*, 1 March 1990.
- 15) Corinne Wattam, *Teachers experiences with children who have or may have been sexually abused*, NSPCC, (1988).
- 16) Julia Gilkes, 'Coming to terms with sexual abuse: a day care perspectives.' in Peter Ritches (ed), *Response to Cleveland*, Whiting & Birch LTD, pp.66-74, (1988).
- 17) Sheila Webb, 'Spotting abuse during the playground ritual', *Social Work Today*, 10 August 1989.
- 18) Carolin Miller, 'child abuse structured support', *The Times Educational Supplement*, 17 March 1989.
- 19) Alan Gilmour, *Innocent Victims the question of child abuse*, Michel Jesepeh, p.186, (1988).
- 20) Department of Health and Social Security and the Welsh Office, *Working Together: A guide to arrangement for inter-agency co-operation for the protection of children from abuse*, HMSO, (1988).
- 21) 岩橋法雄・福 知栄子他訳, 「イギリスの教育と福祉-問われる学校の責任と限界-」法律文化社第2章に詳しい。(1983).
- 22) Celia Doyle, *Working with abused children*, BASW, p.102, (1990).
- 23) Michele Elliott, 'Prevention and protection', in *Child Abuse and Neglect: Facing the Challenge*, Wendy Stainton Rogers, Denis Hevey and Elizabeth Ash (eds), The Open University, p.259, (1989).
- 24) *Kidscape Under Fives Manual*, Kidscape, (1989).
- 25) *Countering child abuse*, *The Times Educational Supplement*, 2 March 1989.
- 26) Celia Doyle, *Working with abused children*, BASW, p.96, (1990).
- 27) Kitzinger, *The sexual abuse of children*, *Values*, 2,1, (1987).
- 28) Sheila Webb, 'Spotting abuse during the playground ritual', *Social Work Today*, 10 August 1989.
- 29) Corinne Wattam, *Teachers experiences with children who have or may have been sexually abused*, NSPCC, pp.18-9, (1988).
- 30) *Report of the inquiry into child abuse in Cleveland 1987*, HMSO, p.248, (1988).

平成2年10月31日 受付
平成2年11月18日 受理